

# シンポジウム『市町村合併とアーカイブズ』

日時／平成二六年六月二〇日（日） 一三：〇〇～

場所／別府大学三号館ホール

パネラー

繁司（大分県立図書館長・公文書館長・先哲史料館長）

後藤 清（日田市文化課長）

菊田 徹（臼杵市文化財課長）

保坂 裕興（駿河台大学文化情報学部助教授）

甲斐 素純（玖珠郡史談会理事）

末廣 利人（別府大学文学部史学科教授）

コーディネーター 鮎沼 賢司（別府大学文学部文化財学科教授）・平井 義人（大分県立歴史博物館主幹研究員）

大分県地方史研究会は創立五〇周年を記念して、別府大学と共に「アーカイブズフォーラム大分『記録資料保存の行方』」を開催した。本研究会はその催しの中の第一日目を担当したが、本稿はその中の、シンポジウムについて記録したものである。なお本研究会が担当した日には、午前中に、研究発表『行政文書の保存と活用』として、以下の報告が行われたが、ここでは紙面の都合上それらの記録を掲載することができなかつた。

佐藤 晃洋（大分県教育委員会指導主事） 「史料の保存利用と歴史教育の接点を求めて」

小柳 和宏（大分県教育委員会副主幹） 「発掘調査における記録資料と遺物の保存をめぐって」

中山 昭則（別府大学文学部文化財学科助教授） 「地図史料の活用と保存をめぐって」

また、フォーラム全体の主旨や日程等については、本稿の最後に掲げた資料（本催しのチラシ）を参照されたい。

平井 先ずはじめに飯沼さんの方から、このシンポジウムの主旨についてお話しいただきたいと思います。

飯沼 今回このシンポジウムを行うに至った経緯をお話しさることによって、このシンポジウムで何をしようとしているのかがわかると思います。みなさんのお手元に『アーカイブズフォーラム 大分』に至るまで』という資料があるかと存じますが、これを元に少しお話ししたいと思いますので、見て頂けますでしょうか。で、もう一枚は、本フォーラム全體のチラシですが、その中に主旨は書いております。

実はこういう取組に至るまでに、既に大分では一九九八年に、今隣におります平井さんが先哲史料館でかつてシンポジウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」という企画を作ったわけですね。それが大分県における記録史料つまりアーカイブズ、このアーカイブズとは何かということが後で議論になると思うのですけれども、それのひとつの中出発点に、実はなっておりました。このときの問題点というのは「稲葉家文書」といわれる臼杵藩の文書の収藏というきつかけがあつたんですけれども、その中で、近世の文書の管理あるいは文書の保存あるいはもっと広く文書館って何だらう、あるいは

文書館の中でも、きのうの講演会でも問題として取り上げられておりました、フランスの事例とかですね、文書館の利用の問題、等々いろんな問題が出てまいりました。そして、大分県における史料保存の問題、私もこのときに関わらせてもらっております。まだ実はこのときにアーカイブズという言葉は出てきてないのです。ただ、そういう意味での文書史料あるいは行政文書についても、この中で、少し芽が出ていたわけであります。

その後、二〇〇〇年の一〇月三一日から一月一日にかけて、全国歴史保存利用機関連絡協議会の全国大会が大分で催されました。このときの大会のテーマが、実は記録史料の保存問題でした。この大会は地元の受け皿が県の公文書館・先哲史料館と県立図書館だったわけですが、この三館が協力し合ってこの大会を催した事になっております。この大会によつて、記録史料の問題とか、公文書の問題とかへの意識関心が高まつていきました。

その後、別府大学においても、二〇〇一年一二月一六日文化財学科で、平田さんという方の講義がございました。この方は、天草アーカイブズという形で、今回の市町村合併に伴

う問題を先取りして、天草全市郡にいわるゆアーカイブズの保存問題を展開されている点をお話し頂きました。私も実はこのとき初めてアーカイブズという言葉を意識するようになりました。それまではNHKアーカイブズは知ってても、みなさんアーカイブズという言葉はよくわからなかつたんですね。この辺のことは後ほど保坂さんにお話し頂きたいと考えているのですが、ここで大分県ではおそらく初めてアーカイブズという言葉を使って公文書や地域史料の保存とそれを担当する館の設立についてお話し頂いたいのです。彼らの活動で大事な点は、県の公文書館はある程度全国的に設立されつつある一方で市町村レベルでは特に九州においては全くないという状況の中で、館を立ち上げ周辺市町村にも呼びかけてアーカイブズの保存について積極的に提案しているという点です。この講義がきっかけで別府大学あるいは大学の史学研究会においてアーカイブズへの関心が高まつていったのです。その結果として昨日の講演会および講演会テーマがあると理解する事が出来ます。

その後、二〇〇三年の六月一日、丁度去年の大分県地方史の大会でやはり平田さんに講演をお願いして、「市町村合併

と行政文書のゆくえ——二世紀地域創造と天草アーカイブズ——というテーマで、話をしていただきました。このときには、もう進みつづあつた市町村合併に迅速に対応するために、大分県地方史研究会として何をすべきかという問題意識がありました。その一つの答えとして、大分県地方史として合併に伴う公文書の散佚防止を呼びかける大会宣言文を出すこととしました。このことは、重要な文化財・資料の保存の問題であるという風に捉えて、大分県地方史はそれに積極的に取り組んでいこうということであつたわけです。しかしながら充分にアピールできたかというと、去年からの段階ではなかなかそれが充分取り組めておりません。その後、別府大学史学研究会も平田さんを呼び、同じように取り組みをし、別府大学の方ではこれがさらにいわゆるアーキビストの養成という形で結実することになります。そのことは後で詳しく述べることになります。

一方、二〇〇三年一月に今度はアーカイブズカレッジという、これはいわゆる短期研修会なんですけれども、アーカイブの養成つまりこれは専門の知識を研修で覚えようというもので、国立史料館が主催する会が開かれました。

さらに、こういう動きを受けて二〇〇四年四月から別府大学は、アーキビストの養成講座を開設することとし、これは来年の四月に開講になります。法規的には二年生から受講することになりますので、今年作りましたけれども、開講

は来年からとなります。

そしてさらに二〇〇四年四月二三日になりまして、これは県の方の公文書館が各市町村に対して市町村合併に伴い資料の保存を呼びかける文書をだしました。また、二〇〇四年の五月一三日、今度は県の各部局に対して、同じように歴史資料として重要な公文書の保存を呼びかけています。このような形で徐々に大分県の中で、アーカイブズへの取り組みが行わされてきました。そういう最中、四月になりますけれども、東京でアーカイブズの学会が立ち上りました。今日お見えの保坂さんは、その準備から創設にたいへん深く関わって、中心的に活動されたわけですけれども、全国の中でもこういう動きが行われているわけです。こういう状況を受けて大分県では、大分県地方史研究会と別府大学がこのテーマに合同で取り組もうと、先ほど説明した経緯の中から、皆さんにこ

### 一 アーカイブズをめぐる経緯と求められる人材育成

進めていきたいと考えまして、今日のシンポジウムに至ったわけであります。一応経緯はそういうことですので、これからその趣旨に従つてお話を進めていきたいと思います。

**飯沼** それでは先ず話の手順として、本フォーラムのテーマ「アーカイブズフォーラム大分」にも使われているアーカイブズという言葉にどのような意味や学会での経緯があるかという点について、保坂さんの方から切り出していただきたいと思います。

**保坂** 昨日「アーカイブズ教育の現在」というテーマで講演をさせていただきましたが、その中でアーカイブズとは何かということについて、随分といろいろな情報を出しながら、話をしたわけですが、逆に情報が多くて返ってわかりにくくなってしまった点があるうかと思います。特に言葉の使い方に関して、最初の段階で確認しておく必要があるというこ

とですので、簡単に申し上げます。

「アーカイブズ」というのは英語でございまして、昨日の

本池先生の話にありましたように、フランス語では「アルシーブ」となります。これらの語源はギリシャ語で、「アルケイオン」という言葉です。言葉の意味することは二つで、一つは史料 자체のことを指す。それはこれまで「記録史料」などという風に日本語に訳してきました。「記録史料」の史は歴史の史なのですが、個人や組織が生み出した記録が対象なのですけれども、その中で、歴史的な価値を持つものがアーカイブズであるという意味で、「記録史料」という風に言つてきたわけです。この訳は今のところ落ち着いていると思います。もう一つの意味は、その「記録史料」を保存する施設であります。日本語では「公文書館」とか「文書館」あるいは「歴史資料館」などという風に言つているところがあるうかと思います。では果たしてその「記録史料」は「歴史資料」みたいなものとして理解していいのだろうかという点があります。簡単に申しますと私の結論は、それとはやや違う本体を持つていてるものだということです。アーカイブズに関しては、最もわかりやすくいうと、組織が生み出した重要な記録という理解で私はいいと思っています。そして、その重要な記録を的確に保存して未来に伝えて行くためには、その現場

で記録管理をしている部分があるわけですが、その部分もアーカイブズ学の射程に含める必要があります。そして、施設としての文書館なり公文書館なりが的確にそれを保存していくというものであります。で、法律でいうとどうなるかといいますと、日本では「公文書館法」というものが、一九八七年にできましたけれども、それは公文書すなわち行政組織の中で作ったものの歴史資料を保存せよということをうたったもので、いわば施設を設置しなさいということをはつきりさせたものです。これが日本におけるアーカイブズに直接関連する法律です。しかし、先ほど記録管理も含むのだということを申しましたが、日本の場合には、それに関する法律として、「情報公開法」がございます。海外ではこの「公文書館法」と「情報公開法」の両方をあわせたような範疇を国のアーカイブズが管轄いたします。たとえばアメリカでいえば、「ナショナルアーカイブズアンドレコードアドミニストレーション」という長い名前ですが、簡単に「NARA」などと略しておりますが、そこはそういった範囲を持っておりますし、ヨーロッパの国立文書館も国立公文書館も同じ様な範囲を持っています。そして全体を管轄する法律として「記録基本法」

の法律を持つております。あと言い方についてひとつだけいいますと、日本では「公文書館」という言い方がありますが、それはそれで、日本の独自な歴史を持つておりますので、批判するものではありませんが、アメリカ・ヨーロッパの状況を説明しますと、かつて「パブリックレコードオフィス」直訳すると「公文書館」ですが、このように名乗るところが多かったのですが、どんどん「アーカイブズ」という名称に変わってきております。また更に今度は上位のレベルの統廃合が起きていて、たとえばイギリスの場合だと、国のアーカイブズと博物館を管轄する機関と図書館を管轄する機関が連携いたしまして「リソース」という、より上位の機関を作っております。これは統合的な情報サービスを進めるためです。

同じ様な動きはカナダにもありますし、カナダでは図書館とアーカイブズ機関が国のレベルで統合されております。理由は同じようなことです。概況はだいたいこんなところです。

飯沼 では、今確認していただいたアーカイブズという言葉の、今度は中味についてこれから議論していくたいということで、これからは具体的に大分県の内部の問題として話を進めていきたいと思います。

末廣 午前中の佐藤さんの発表にもありましたけれども、近代に入って、勿論今度が最初の市町村合併ではございません。大きく言えば、今度が三回目。しかし、やや細かく見ると明治八年に実は大分県では、大区・小区制下ですけれども、市町村合併が行われています。江戸時代の終わりから明治にかけて大分県下には豊前地域を除き一七町一八〇一村の町村がありました。これが明治八年の合併で、だいたい二・三七分の一に減っています。そして明治地方自治体制が整う頃、

今大分県でも、市町村合併が急速に進められておりまして、もう来年には合併が確定な状況になりつつあります。全国では既に合併が進行して既に名前が変わった市町村もあります。たとえば私の故郷の長野県などでは、千曲市という聞いたことがないような名前の市ができて、びっくりするような状況なんですねけれども、こうやって驚いていても合併は確実に進んでいきます。そういう状況の中で、大分県関係行政史料の歴史的経緯や保存状況等の問題について、行政の現場においてその後大学の方で教鞭をとられている末廣さんの方からまずそこを整理して、状況を少し説明していただきたいと思います。

明治二〇年前後ですね、に九町一二二八村あったものが一四町二〇五村になってしまします。これは、倍率にして四・〇九倍。四分の一になってしまったということです。このあと、大分市・別府市・中津市以下の市の成立がありまして、いくつかの町の合併などもありましたけれども、いわゆる昭和三〇年前後の合併で、さらに進んで、現在の五八市町村、一一市三六町一一村になったわけですね。これを倍率におしますと、四・八一です。そして、今回の平成大合併ではそれさらに一四市となるような情況で動いているようです。これも、数字で直しますと、四・一四位になります。したがって、今回の合併は詳細に数えれば四回目となります。やはり、五七〇年ごとに市町村合併はある。当然これは交通・通信・経済の拡大・スピード化というのが前提としてあるのでしょう。その場合、おおむね四分の一から五分の一に圧縮されて、今日に及んでいることができるかと思います。

ところが、こういう歴史の中で大分県では一度も合併をしなかった村が一つだけあります。姫島村です。国東半島の先、四キロメートル位にあります姫島村は、古代・中世からその名前が出てまいります。江戸時代は、杵築藩領でした。そし

て、明治・昭和の合併を乗り越えて現在まで続いています。で、今日のテーマは市町村合併とアレにカイブズできづれ様なもんで、市町村合併がなければ、史料は失われないか、姫島村にはたくさん史料が残っているかというと、実はそうではありません。姫島村は我々が調査に行つた時には、非常に史料の少ない、役所史料の少ししか残っていない所でした。現地の方々に聞きますと大正時代に大火事があったということでした。では大正以降の史料があるかというと、これもありませんでした。したがって、町村合併だけが役場史料の損失の要因ではないと、姫島の事例でも言えるかと思います。

県下の市町村の倉庫を見て回りまして、非常によく残ったなと思われる所の筆頭は、国見町の熊毛村でした。これは地租改正頃、明治八年の合併より少し早い頃のものからありました。これはもう大変貴重だということで、今日もお見えの先哲史料館の加藤さんと私のコンビで県史編纂の近現代を担当しておりましたので、二人で何度も通いまして、掃除をして全目録を作つて、国見町とも折衝をして、幸いなことにこれを県立図書館に入れることができました。現在は、公文書館に保管されています。熊毛町は明治二三年に成立して、三

〇年に国見町になつてゐるところです。この他に南海部郡宇  
目町の小野市村も随分保存がいいなと思いました。やはり、  
町合併があつても古い庁舎は残つてゐる。したがつて、支  
所となつてもそこを書庫として使つて、ずっと残されてきて  
いるという事例ですね。まあ、大都市部にはこんな残り方は  
あまりありません。丁度建物が残つたということも大きな理  
由の一つでしよう。別段残そうと思つて残されたものでもな  
かつたのかも知れないと、ということです。

従つて経過をずつと見ますと、必ずしも合併だけが文書の  
喪失の理由にはならない。合併の時にたとえば総務課とか文  
書係とか、そういうところがだいたい責任をもつてゐるので  
すけれども、そこだけではなくて、最終的には各部署ごとに  
非常に多く処分されることもある。しかし合併でどれ位史料  
が無くなつただろうかということは、確認できないのですよ  
ね。結局、どうして残つたかといふことは、確かわからぬ。で、  
市町村史を書くときいろいろ史料を探して行きますと、意  
外なところから役所史料が出てきたりします。残る史料とい  
うのは、建物と収蔵に恵まれた、しかも誰かかそれを残す意  
志をもつて处置していたということです。しかし、結局その

建物が壊されるときに、それをさらに引き継いで保管される  
ということはなかなかされない。だから合併のときに確かに  
沢山なくなるだろう、沢山廃棄されるだろうということは言  
えましょう。しかし、その後も注意をし続けない限り、せつ  
かく合併を乗り越えて残されたものも引き継がれないとい  
うことです。当然、行政機関が残すわけですから、これは文書  
保存規定というものがございまして、その規定に基づいて残  
されることが非常に多いんですけれども、今日問題にしなけ  
ればならないのはそれも勿論ですけれども、それ以外、保存  
規定を過ぎてもなお保存すべきものがかなりある。あるいは、  
保存規定では明記されていないけれども、保存すべきものが  
かなりあるのではないかということです。

合併に絡んでは以上の通りですが、ちょっと全国的な法の  
整備の問題について触れたいと思います。先程言いましたよ  
うに、文書管理規定が役所にはございますので、それに従つ  
て、各市町村で保管されていますが、国レベルでは国立国会  
図書館がやはり史料の宝庫でした。これは戦後特に充実した  
のですが、憲政史料室は県史編纂の時には特にお世話をなり  
ました。それから、昭和四六年に国立公文書館が北の丸にて

きたということです。この国立公文書館については、発足するよりも一〇年以上前から日本学術会議の働きかけがありました。ちょっとその頃のことを史料で探してみましたら、国立公文書館を創るべきだ、近現代の史料を保存すべきだと主張した中心人物が、桑原武夫さんや和歌森太郎さんなど、これは学術会議の中ににおける地位もあったと思いますけれども、およそその専門領域としては非常にちがう分野の人なんですね。学際的と言いますか、多くの人の動きがあつてこの公文書館はできあがっているのです。現在アーカイブズを論じるときに、我々はそれ程の力を、結集しているかということは、これは考えていいこと、振り返っていいことだと思います。それから、そのときに学術会議が勧告文を出すんですが、その勧告文の中で明瞭に述べていることは、アジア太平洋戦が終わってまだ一〇年ちょっととということがあつたと思うんですけど、日本近代は進路を誤った、その誤った最大の理由は近代の歴史研究がなかつたからだ、日本歴史学の中でもそこが欠落していたからだということを、強調しております。今からの民主日本を正常にしていくためには、近現代の研究をしていかなければならぬ、その基礎としての史料を確保しなけ

ればいけない、ということを述べています。それから先程坂先生の話にもありましたように、六二年に公文書館法ができます。公文書館法を議員に根回して成文化し、成立させた中心人物は茨城県出身の参議院議員でありました岩上二郎さんです。最近はこの人の名前すら忘れ去られてしまつていて、私が非常に残念なんですけれども、岩上二郎さんはかつて茨城県歴史館の館長さんでした。そして参議院議員にもなつた。岩上さんが亡くなつた後は奥さんが又、参議院議員になってこの路線を進めたという要素があるのです。で、岩上さんがこの提案をするころ、私もよく覚えているのですが、明治百年とか置県百年を記念して、都道府県史の編纂が非常に盛んな頃でした。従つて、史料を保存しようという全史料協と、全国の都道府県史連絡協議会がいつも一緒に総会を開いていました。ま、いわば岩上さんはその両方を基盤にして、かろうじて公文書館法を国会に出し、通したということです。現在では附則条項があつて、アーキビストを置かないうことができるとか、施行細則がないとか、ま、いろいろザル法だという批判がありますけれども、岩上さんの意志としては、この際歴史史料として重要です、国や公共団体の史料

を残していくことが責務です、これを最大限盛り込みたい、認知させたいということが、強くあつたように思います。したがつて、これを批判することは勝手ですけれども、我々はその批判するようなことを、その後克服できていないということの方が問題なのではないかと思つております。それから平成一二年に情報公開法ができました。その前後に情報公開条例がたくさん地方公共団体レベルでできました。これも前進のひとつととらえることができますが、一方でこれによつて情報が非公開にされていくという部分ができてしまつた、ということが問題として挙げられます。様々な全国レベルでの糾余曲折があるのですけれども、結果的には昨日日本池先生が、今歴史研究の成果はアーキビストと研究者の共同作業だ、その二人三脚の結集だと言われましたけれども、そういう意味でいえば残念ながら無くなつてきた史料もあるけれども、かなり前進はしてきた。私はこんなことに取り組むようになつてまだ二五年ですけれども、それは実感として感じているところであります。そういう前進を、さらに多くの学生・アーキビストを育てるこことよつて、継続していければなあと思うのです。現実を見ると県立公文書館も九州では一館が三館

の一つでありますけれども、内容的にはかなり問題を秘めています。大分県では市町村には勿論公文書館はございません。ここには予算の問題もありましようし、マンパワーが決定的に不足している。そういう意味でも大いにアーキビストを目指して勉強する人が育つてほしいなと思います。今一方でNPO組織を作ろうではないか、という動きがかなり具体化しています。これも明るい材料です。

飯沼 かなり網羅的なお話を頂いたんですけれども、要するに今の末廣さんのお話を端的に言いますと、その大分県の情況・全国の動き、法的な整備とか、たとえば館という点、日本でもいくつか出来てきてるわけですね。例えば実際に大分県の場合も公文書館というものがありますし、それから各県でも出来てはいるけれども、その中味、実行に移す際のマンパワーとかいわれましたけど、人間の問題とかですね。つまりお城ができるいて形・組織がある程度できっていても、実際に移すとき法的なガイドラインとかというものはできているけれども、その中味についてはですね、実はまだお粗末な情況にあるということなんですね。ひとつは問題としては人的な問題、今回人的な問題はアーキビストとか専門職という

がひとつ問題だと思うのですけれども、それを昨日の講演

会の中でも大変大きな問題として提起があつたわけですけれども、保坂さんはその問題にかなり取り組んできたわけですので、今言つた点からまあ人的な養成ですね、その点についてお話を頂きたいと思います。

保坂 話が人材育成ということになつて参りましたが、先程冒頭で私が説明させていただいたのは、現代の今の世界におけるアーカイブズの定義であります。それはある意味においては薄っぺらいものであります、どういうことかと申しますと、しかばこの必要な人材というものがですね、記録管理ができる、その記録の中から重要な史料がポンと選べればいいという人材であればいいということなのかと、簡単に言つてしまえばそういうことなんですけれども、どういうトレーニングを積んだらそれが可能になるのだろうか、ということを具体的に押さえなければいけないと思うわけです。で、最初の話は現代的な形式的な説明だったのですが、昨日も少しふれましたけれども、この現代のアーカイブズ学の基礎はいつたいどういう人たちが作ってきたのかということです。簡単に申しますと、実はこういう考え方というのは、ヨーロッパ

で育てられてきたものでございまして、一七〇〇年から一八〇〇年代にですね、国や県が古い歴史史料からごく新しい史料まで含めて、とにかく重要な、国や県にとって重要な史料を集めたわけです。集めた人は歴史屋ですね、歴史のトレーニングを積んだ人です。彼らは、国や県をあげて集めたものに對して一生懸命整理をして、如何にしたら後世に残せるのかということを、一生懸命論議して方法論として書き上げました。それが、実は現代でもアーカイブズ学の基礎理論になっているということです。そうすると、ヨーロッパにとつて一〇〇年三〇〇年古いものを相手にするのはもうやつてきたわけです。もう殆ど無いわけですね。いや無いというのはちょっと言い過ぎかも知れませんが、むしろ今ある組織の中で生み出したものの中で大事なものを後世に残していくということにウエイトが移っている。ではさて日本ではどうなるかといふと、こういったアーカイブズのシステムのようなものを自覚的にきちつと運営してきたということはございません。そういたしますと、先ずアーカイブズ学の考え方、証拠をちゃんと押さえてきちつと目録を作つて未来に伝えるためのノウハウとしてやっぱり歴史学や歴史史料学のトレーニングを積

んでおくということは、私は必要だと考えています。その上でしかし歴史学とイコールではない、もっと公共物として大事な記録を残さなければいけないという、公共物として大事な記録すなわちアーカイブズです。それがアーカイブズ学ですので、そのためのいろんな法律的な知識、記録管理の知識、情報社会における新しい技術に関する知識、そういうものを広く学んでいかなければいけない、というのが私の考え方です。

## 二 市町村合併と大分県の取り組み

**平井** 先程の末廣さんのお話のようにですね、結局今までの大分県の行政文書というのは、全国的レベルから見ても、残りが悪い。もう落第点なわけですよ。具体的に明治の頃からの行政文書として、残っているのは熊毛支所文書と先程出た宇目町小野市の文書、それから（九重町の野上町役場文書及び）豊後高田市の田染支所文書。この位しかあがらないんじゃないかなと。ところが、後で申しますけれども、その字

本館は九州・沖縄で初めて、全国で二十五番目となりました。で、そういう過去の経緯の中で、又、平成の大合併がおとずれてきている。市町村合併をチャンスとすべきという飯沼さんのお話がありましたが、史料をちょっととご覧下さい。その中で、配付資料の三枚目のところに先程飯沼さんが紹介された、大分県公文書館が各市町村長や県の各機関に宛てて史料保存を呼びかけた文書があります。この平成の大合併の時に同じミスを犯さないためにということで、先ず公文書館がこのように動かれたわけです。この件について公文書館長の神さん少し説明をしていただけますか。

**神** 資料にあります通り、公文書館は市町村合併に伴う行政文書の廃棄を防止するため、一つには県内の各市町村長へ、もう一つには県の各部局の長に、ほとんどあらゆる公共の機関に、このような文書を出しました。市町村長宛は公文書等の適切な保存の要請という、ごく当たり前の指示ですね。それから、県の各部局宛には、それぞれ文書規程がございますので、その文書規程に基づいた行政文書の適切な処置と、廃棄にあたっての目録作成といったものを要請しております。

くできた方の公文書館と言えます。今年で満一〇年になります。それが、豊の国情報ライブラリーとして、県立図書館や先哲史料館とともに一つの複合施設を構成している訳ですけれども、全部所管課が違うんです。県立図書館は教育庁生涯学習課、公文書館は知事部局総務部総務課、先哲史料館は教育文化課です。またそれぞれの館に館長がいるのですが、それを一人がやっています。

その公文書館が各部局の管轄を超えて、この様な文書を出すということが、今まであったことなのかどうかということは、私ちょっと過去のことを知らないので、何とも言えないのでですが、全国的には所管課が出るところは例があるんですね。しかし、出先機関である公文書館から直接に各市町村長にこのような文書をだすということは、先ず例がないと思います。

平井 今、神さんの方から公文書館のお話をありましたが、その公文書館の出された文書をもとに、大分県の取り組みといふことで、このセクションを話し合ってみたいのですが、そこで出ましたのが、公文書館とはということでしたけれど、これはちょっとこちらの方からご説明させていただきますけ

れども、実は全国で二五番目に大分県にできた公文書館というのは、他県の公文書館と何が違うかというと、それは大分県の公文書館は、行政文書だけに特化されて組織されているということです。たとえば、公文書館として代表的なもの一つに、埼玉県の公文書館がありますが、それに行政文書課と古文書課があるわけです。大分県の公文書館には、古文書課がないわけですね。それではそれを何処が補っているかと申しますと、神館長がもう一つ館長をされています、先哲史料館なんですね。この館が目的とするの大きな事業の一つに先哲叢書の刊行というものがありますが、それ以外に古文書館的研究施設という役割を担っています。担っているというよりも、先哲史料館の職員がその役割を勝ち取っていったと言つた方が具体的には良いのではないかと思います。と申しますのは、財政も教育委員会も先哲史料館草創期には、同館の仕事を先哲叢書を作ることとしか理解していなかつた時期がありました。それを、実は公文書館には古文書課がないから、先哲史料館がそれを補うんだと、その仕事がいるんだ必要なんだと訴え続けて、その仕事を勝ち取ってきたという経緯があります。そのような歴史があつて今の豊の国情報ラ

イブライマーの中の分業体制が出来上がっているのです。ですから「先哲史料館」という名前によつて、誤解が多いんですけれども、先哲史料館も公文書館の一部を担つてゐるわけなんです。こういう形で古文書担当施設と公文書館が併設されているという県は、全国を見ても実はどこにもないわけなんですね。また大分県には歴史博物館もありますので、史資料の保存施設がこれだけ充実した県も少ないという特徴を持っています。その中で、大分県は県史料集の編纂・刊行といふことも早くから取り組んでおり、そういう形あるものについては、他県に先駆けてすんで取り組んできたという経緯があります。そして今や組織・機構も、内部的な問題はあるものの、きっちりと作られてきている。ところがそういう大分県において、何故史料保存となると市町村のレベルにおいても、進んでいかないのか。この大きなギャップをどう考えるかが、本日のシンポジウムの大きなテーマの一つになるとと思うのです。

で、このセクションでは、今まで語られてきた大分県の状況下で、この度公文書館が、先程来話題にのぼっています公文書を発することによって、来るべき市町村合併における史

料保存の危機に対し、先鞭を切つて行動していただいたということを材料にして話を進めよう、ということだったのです。その展開として、実はこの文書に対してもいろいろと反応がはじめているということですね、神館長さん。その中から県議会の反応について先ずお話ししていただけませんか。

神 今年の一月には、國の方でも、首相が公文書館についてほんの一言なんですけれども、初めて一般演説で触れたといふことで、大きなニュースになりました。大分県議会においても、六月一四日県議会の初日の一般質問のときにですね、さる議員から市町村合併の関係のところで、「市町村合併に伴う公文書の保存について」と「地方機関や委員会等の公文書の取り扱いについて」という二つの質問がありました。それに対し県は次のように答弁しています。市町村合併に伴う公文書の保存についてといふ質問には、「公文書館法では、国・県・市町村それぞれに公文書等保存の責務がうたわれておりますので、市町村の持つ公文書等は、基本的には当該団体において収集保存がはかられるべきものであります。しかしながら、市町村合併時における公文書等の散逸や安易な廃棄を防止するため、県も一昨年一月の総務省通知を受け、各

## 市町村に對し公文書等の引き継ぎの円滑化と保存の徹底について

いて通知したところあります。さらに、県下の市町村合併が進展していることを受け、大分県公文書館においては、合併前における重要文書の選別を行うことや合併後の空き庁舎を活用した一時保管等の措置を各市町村に呼びかけるとともに、適宜市町村からの相談に応じる体制をとっているところであります。今後とも、公文書等の適切な保存がなされるよう助言して参りたいと考えております。」また、地方機関や委員会等の公文書の取扱いについてという質問では「公文書館では、公文書等収集保存規程により、県の機関が管理する公文書で、廃棄予定文書の内、歴史史料として重要なものを、公文書収集基準に基づき、選別のうえ収集しております。地方機関を含む知事部局や知事部局の文書管理規程を準用している委員会等にあっては、廃棄文書の公文書館への引き継ぎ規定が設けられており、これにより処理されているところであります。また、警察本部や教育委員会をはじめ、独自の文書管理規程を有する委員会等が管理している歴史的な文書については、各管理者との引き継ぎ協議を行うなど、収集に努めてまいりたいと考えております。公文書館での保存に際し

ては、マイクロ化や補充・補修等により文書の劣化防止を図っているところであります。なお、現在保存されている公文書は、明治期からのものも含め、四万冊を超えており、年々これららの閲覧・複写等の利用が増加する傾向にあります。今後とも、利用促進に向けて、企画展の開催やホームページの充実を図ることにより、普及啓発に努めて参りたいと考えております。」以上です。

平井 ありがとうございます。実は県議会で取り上げられるということは県内では大変大きなインパクトをして、この様な形でついに公文書の保存問題が議会でも取り上げられるようになつたことは大きな意義があるので、したがつて、今度は各部署がその答弁に即した行動を問われることになつたわけです。

一方、教育委員会の文化財行政関連施設の中でも、市町村合併に向けて何かひとつ役割を果たしていかなければいけないのではないかという動きが出て参りました。その一つとして例にあげられるのが、県立歴史博物館の動きです。同館では「市町村合併における歴史資料の保存について」として、特に歴史資料の中の、午前の個人発表の部で報告があり

ました、地積図や字図といった地図資料について、保存を呼びかける動きをしております。実は歴史博物館は現地調査をして過去の地図が学術上極めて貴重であると考えているわけです。ところが市町村によってはその古い地図類が全て廃棄されてしまつたというところも出て参りました。来るべき合併に備えて、庁舎の中を身軽にしておこうという理由で廃棄してしまつたということでした。地積図とか字図といった復元不可能な古地図類を全部棄てたというのです。それがわかつたのがつい一ヵ月前のことだったのですが、そこで、やはりこういうことが目の前で起こつていながら、それを看過していたらいけないのではないかということで、とにかく博物館としては行政文書の全部に手を出すことは出来ないけれども、その中の地図だけでも博物館の方に情報を下さい。そして、もし万が一廃棄するようなことでしたら、館の方で集めさせて下さいという文書を市町村に向けて発信したということです。また一方、先哲史料館の方でも、これから特に古文書類の保存にむけた取り組みを行おうとしています。実は、昭和二〇年代の市町村合併の時には、行政文書といっしょに市町

村が持っている古文書類も棄てられたということが、国立史料館に残る史料群を見ていくと明瞭に見えてきます。したがって、教育委員会の所蔵している古文書類の保存について問題があれば、連絡して下さいというような文書を出していこうと考えているとのことでした。そして文化課としても、文化財管理係の方で、文化財全般の危機ということもあるのではないかということで、それについての指導アドバイスをやっていかなければならぬのではないかということで、動かうとしているとのことです。

ですから、公文書館のこの英断がこの様な形で広がりを見せてきているということも出来ます。したがつて、せつかく出して頂いた公文書館のこの文書が、どうやつたら生かされるのかということを、ここでは考えなければならないと思うのです。皆さんのがこの文書をご覧になつて、これを自分の立場でどう生かしていくか。その方法があるのか。自分の住む市町村に向けて、これをどうアピールしていくのか、ということ。あるいは市町村部内の皆さんであれば、この受け取った文書をどう扱つて行けば良いのか、こういったことを掘り下げて検討する必要があるのでないかと思います。

このセグションの最後として、この文書が県議会だけではなくて市町村も動かしつつあるという点について、触れたいと思います。神さんその点についてご紹介してください。

神 配付資料の一番最後を見て下さい。ここに「地域の歴史保存へ」という新聞の切り抜きがございますが、これは宇佐市の図書館の記事なんですが、四月に出した公文書館の文書を受けまして、宇佐では宇佐市民図書館がこれに反応してくれまして、新市域の公文書等について、保存に向けた取り組みを実施していくという方針を打ち出したという記事です。

一方、県の方でも五月に出した文書に関して、教育庁の方から各部内に「歴史資料として重要な公文書の保存について」という文書が出されまして、廃棄にあたっては、公文書館と事前に協議をしてくださいという通知が行われました。

平井

この宇佐市の事例についてもう少しコメントさせてい

ただきたいのですが、県の公文書館の文書を受け取って反応していただいた所が市立図書館であったということが、非常に注目されるという点です。つまり、文書の発送先は市町村の首長部局であつたわけですが、それから役所の中をずっと回って教育委員会を経て、教育委員会の中でも文化財保護担

当課ではない生涯学習課所管の図書館がこの文書を受け取って、自分たちはこれに対して動こうという反応をして頂いたということなんです。宇佐市の中のこの連携というか、情報伝達の凄さというか、がこの新聞記事一枚の中に表れていると言えるのではないかでしようか。すなわち、この問題は首長部局の文書課が考えればいいんだとか、あるいはこの問題は文化財保護担当課が考えればいいんだとか、これはうちとは関係ないというのではなくて、各部署が、あるいは個人一人ひとりが、全て自分のものとしてこの文書・問題を捉えて行こうとしなければ、このような反応は生まれないという点です。このことを我々は肝に銘じなければならぬと思います。

### 三 合併に向けた市町村の取り組みと問題点

平井

ここで市町村からご出席いただいている方々に登場いただくわけですが、その中でまず市町村行政のお立場からはいざれも文化財保護担当の課長さんにご出席いただきました。

したがって、公文書を正面から担当するという部局にいらっしゃるわけではないのですが、史料という文化財の保存担当

ということは、アーカイブズを保存の面から最も広く大きく見ていただけるお立場の方ということで、お願いしているわけです。そういう意味では逆に、公文書のことについては客観的に発言できる部分もおありだろうし、また逆に見えない部分もおありだろうと思います。お一人のお立場から見る範囲で結構ですので、それぞれの市町村の取り組みと問題点について、ご発言をお願いします。

菊田　臼杵の場合の行政文書のありかたといいますか、取り組みについて、問題点等お話をさせていただきます。先程来、市町村合併によって史料が散佚するというお話がありましたけれども、散佚は市町村合併だけではなくて、日常的に起こっています。それはどういうことかといいますと、行政文書には当然保存年限というものを定めまして、一年とか三年五年一〇年それから三〇年、永年保存という形になって、それぞれの期限に従って保存していくんですけども、保存期限のきたものについては殆ど処分していく。何故処分するかといふと、それを保管しておくだけのスペースがないからです。行政文書というのは事務事業が増えれば増えるほど、資料としては非常に多くなっていくわけですね。よって、それを全

て貴重史料として残して行くわけには行かないわけです。そのためには年限を区切ってそれを処分していくということになるかと思います。それと、こういった資料が貴重な史料であるということは充分わかるんですが、ではこれを将来的にどういう形で残すかというと、いろいろな行政上の問題もございます。一つは財政的な問題も当然あるんですけれども、さつき出ておりました人材育成の問題とも絡んでくると思います。特にそういう資料を全て保管しようとすると、かなり大きなスペースが必要になってくる。そのスペースを作るためには何らかの建物を作つたりする。そうするとそれに費用がかかるということですね。それに對して、先程お話がありましたが、使わなくなつた学校を利用するという対策は考えられるかと思います。特に少子化によって学校の統廃合という事が進み、空いた学校や教室ができる。それを利用するということがあると思います。そのような空き教室については、行政文書を一時保管する場所として利用することもありましょうし、その外行政としてはそれを地域のコミュニティーの場所に使うとかですね、まあ地域公民館だとか集会所だとか、そういう施設あるいは地域の資料館といった形で使うという場合も

あるうかと思ひます。まあ、そいつた諸々の活用の中、その一つとして行政文書の保存場所といった選択肢も考えらるてくるものと思われます。

一方、先程県公文書館から市町村長宛に行政文書保存をうたつた文書が送られた話がありましたが、たとえば市町村長宛に文書を出してもですね、最終的には、文書の内容が歴史資料のことについてという判断がなされると、首長部局を回らずに教育委員会の方に回されるのです。両方に出したとしても、最終的には首長部局宛のものもすぐに仕分けられて教育委員会の方に回ってくるということも多々あります。また仮に首長部局でそれを扱つたとしても、多分市町村長まで文書が上がらないんじやないかということを考えられます。それは何故かというと、行政の中では決裁区分というものを設けておりまして、その来た文書が市町村の政策的問題に、あるいは、財政的問題に深く関わることでなければ、長の決裁を仰ぐところまで行くことはないのです。それ以外のたとえば調査依頼といったものですから、たとえば課長決裁ですかあるいは部長決裁という段階で止まつて、上まで行かない仕組みになっているのです。ですから、そいつた場合、

その部局の長がどれだけそいつた行政文書の保存に対する認識を持つかによって大きぐ事態は変わるだらうと思われるわけです。部局の長が必要性を認めれば、それを首長に対して提言もできるわけです。そうすると首長からトップダウン式にこれこういう問題が出ているけれども、うちはどうなっているのかと案を考えさせることも出来てくるのです。従つて、全く無視されるか大きく動くことになるかは、部局の長の判断という紙一重の所にあるわけです。

行政文書の保存問題でいいますと、臼杵市の場合一番問題なのは、スペースがないという点です。それから、毎年毎年文書は増える一方であるということですね。それを如何に上手く保存管理していくかという大きな課題があるので。これまでの文書は簿冊型といいまして、年度別にそれぞれ一冊の書類として括つてしまふわけですね。ですから、担当者によつて扱つてある書類が重要であるか否かの判断の下に、重要書類か一般書類かに分けます。少なくともその二つ位には分けると思いますけれども、その重要書類の中でも、果たしてどの位の年限で保存してよいかということは、多分その担当者の判断によるものだらうと思います。ですから、行政文

書というのは、多分にその部署の担当者の認識といいましょうか、それが非常に大きなウエイトを占めてくるんじゃないかなと思います。それに対し、アーキビストが残すべきとする判断とのギャップをどうするか。単に人材育成とはいいますが、一部の人材が育てばいいのか、全局的な育成なのかと、いう問題もあると思います。たとえば、行政の中でも、特に教育委員会部局の場合には文化財関係の部署があるということで、史料の扱いに比較的馴れているということもあって、その文書をどうしよう、残すか残すまいかということで、判断はある程度可能になるんですが、それを市全体として考えた場合どうしていくべきかということ、それは最終的にはそれぞれの市町村の中に、検討委員会といいますか、行政文書を残すための委員会を組織しまして、そういう中で各部署から人を出してもらつて、その部署ごとの書類の重要性を総合的に判断していく。それともう一つは、民間の方にそういうふた検討会の中に入つていただき、どうするかということを考えていく必要があると思うのです。ただ、全ての書類を一般の方に公開するというわけにも行きませんで、行政はやはり守秘義務というものがござりますんで、そういうた保存年

限が切れてそれを処分するといった段階においての話になるんじゃないかなと思つております。それと後事業化の場合ですね、たとえば、道路をつくる橋をつくるといった場合には、設計書とか設計図といった、大きな資料がたくさん入つてまいります。そういった文書をどうするのか。特に事業化の場合の文書といふものは年間を通していくと膨大なものになりますて、それが結構収蔵庫の中を占める割合が高くなつてくれる。そういうものは、非常に貴重な史料であるわけでして、その辺の文書の扱いについてどうするかということ、大きな問題だらうと思います。

一方、簿冊型の文書の保存だけを考えるだけでは、済まない情況もでてきております。臼杵市では文書のペーパーレス化ということで、電子化に取り組んでおりまして、電子決済をしております。それですからなるべく紙を使わない方向に向かつてます。そうしますと、これまでより保存スペースは格段に小さくて済む反面、これまで以上に保存意識を高めないと文書は保存されにくいという問題が出てきておりま

図ソフトがありまして、図面をその中で作るということでこの分野でも電子化が進んでいるのです。

後藤 私の方からは、日田市の現在の状況ということでございますが、最初に合併の話を少しさせて頂きます。

私共の日田市は周辺の日田郡と呼ばれている二町三村と一緒に合併を進めており、来年の三月二二日を期限として今事業は急ピッチで進んでいます。合併の方式としては吸収合併という形でありますので、日田市という方に吸収されるということになりますと、二町三村の名前が正式に消えていくという形に実はなるわけです。いわゆる合併ということで、国が示しているのは、これから先自治体の経営ということになつたときには、住民自らが自分たちの地域のためにあるべき姿を目指していきなさいという、一つの指針があるわけですけれど、これまで當々として築いてきた歴史的な地名というものがいるわけです。その地名が合併の度に消えていくということが繰り返される、これが一般市民にとって最もイメージされやすい部分じゃないかという気がいたします。それがたとえば行政の具体的な事務手続きの中はどういう風になつていいのかについては、一般市民には見えにくい部分があろうか

と思います。近年は情報公開制度が確立いたしておりますので、本来であれば誰でも市民は自分の所属する市町村に行っている様々な資料が閲覧できるよう、制度が確立されているわけです。私たち市側の具体的なスケジュールを申しますと、三月の時点では合併が正式に決定いたしまして、四月からはそれぞれの役所の課が具体的な細かい事務をそれぞれの市町村の方々と一つづつ摺り合わせをしていきます。その目標期限はだいたい七月か八月とされています。

で、今日のこのテーマであります、行政文書をどうするかという点については、当然所管をする担当は総務課の行政係ですが、それはちゃんと視野に入れて協議を進めているようです。細かいところまでは私は把握しておらず、残念ですけれども、少なくとも私の調べるところでは、事務的にそれはきっちり話が進められていると掌握しています。今菊田さんから細かい具体的な事例がいろいろございましたけれども、やはり行政が抱えている私たちの課題として、行政文書の位置づけというものをこの際に明確にして、共通認識として事務の中に具体的に入れておく必要があると思います。行政文書は最初から歴史的資料という位置づけを明確にもつておい

て、残していこうとすることが、これまでなかなか出来てこなかつたという経緯がありますので、今回のこのシンポジウムがそういう視点からも非常に意義の深いものじゃないかな

と思っています。また、合併といいますと、私共ではあと限られた時間がわずか一年です。限られた時間の中でこういつた位置づけをしながらどうやって行政文書等を残していくか、という意識が芽生えてくると、それはいろんな手段・方法があろうかと思いますが、いわゆる学校の利用例もお話しが出ていましたけど、そういったところにとりあえず残す、そして次のステップでそれを整理していくと、シンプルに考える外はないものと思います。ただ、行政文書の移動については、

今現在使われている役所の本庁にあります書類が、合併とともに私共の方の日田市に全部集められるのかというと、多分そうではないと思います。その話はこれからすることですが、それぞれの現在の市町村の役場の中に保管されるのが自然のなりゆきだらうと考えます。ですから、その部分をきっちり保全をして、保管する管理手続きだと基準をきっちり決めれば当分の間は大丈夫だと思います。しかし、今後どうあるべきかという点については、少し時間をかけてでも先を見据えて考える良いチャンスなのではないかなと考えています。

あと、冒頭で申しました一般市民が抱く合併のイメージに関する、もっと行政側から情報提供して様々な懸念材料についても、しっかり認識してもらう努力をすべきではないかと考えます。合併に伴い歴史史料として貴重な行政文書が失われる恐れがある点についても、市民にはその危機意識は伝わっていらないと思われます。私共も積極的にそういった面では市民の皆様にそのような懸念材料など、いろんなものを公表して、関心を持っていただくということも大事な課題でないかと受け止めています。

平井 ありがとうございます。今菊田さんからは、末廣さんも指摘されました、市町村合併だけが行政文書がなくなるタイミングではないんだというお話を、また後藤さんからは合併した後の行政文書というのは、一箇所に集められるのではなくて、そのまま合併前のそれぞれの庁舎に留め置かれてしまうのではないかというお話をいただきました。そこで、先ほど末廣さんから県内で残されている数少ない行政文書の事例として挙げておられた宇都町の小野筋村文書の一冊が、最近になって発見されていたというショックなニュースを

紹介したいと思います。フロアーにいらっしゃる宇都町の柴川さん、その件についてご報告をいただけないでしょうか。

柴川英敏（フロアー） 私は三年前まで役場に出ておりまして、当時生涯学習課長をしておりまして、その前に町史の編纂ということで、昭和六〇年から、町史の編纂に携わりまして、史料を探したところ、旧小野市村の役場に隣接した倉庫に詰められていたのです。その中から町史編纂に使いそうなものだけ、山村開発センターの六〇畳の間に広げて、当時から虫食いが激しかったので、ナフタリンペーパーを入れたりして処置し、別の部屋を借りてそこに仮保存しておきました。町史が終了したのが昭和六四年ですが、その時点でも役場の倉庫には町史で使わなかつた文書が未だ沢山あつたのです。それが気になって私が役場を辞めた後、県の公文書館に引き取つてもらえないと見に行きましたところ、もう倉庫ごと無くなつており、そこは更地になつてました。聞きましたところ、地域の公民館を建てるのだということでした。恐らく、中にあつた古い行政文書は倉庫ごと壊され焼却されたものと思います。私は宇都町の文化財調査委員長をしておりましたが、その関係で、その文書は貴重なものだから、文書

を棄てるような話が出たときには必ず連絡してくれよと話をしていた担当は代わっておりまして、お願ひしていたことは何も伝わっていない。また、文書を収めていた倉庫は教育委員会ではなく総務課の所管でしたので、教育委員会に何の相談もなくそのまま取り壊してしまつたということでした。町史編纂の時に使用した文書等は、私の方で県公文書館に寄託の手続きをとつて收めましたので、そちらの方に保存されていますが、全く使われなかつたこれらの沢山の文書を少しでも同じように公文書館への寄託に追い込みたかったのですが、大変残念なことをしました。大変お恥ずかしい話ですが、れどもこんなこともあるのだと、参考にしていただければと思います。

ただ、合併の時だけに行政文書が棄てられるのではなく、どこの市町村でも保存年限が来たら棄てており、文書を棄てない市町村はないと思います。そんな中、小野市役場文書が何故残されていたかというと、合併の当時は残そよと努力された人也有つて、仮保存の場所に集める努力をしたものと思いますが、その担当者がいなくなつた後は惰性で残つただけ

だと思います。ただ、そんな中私が役場に勤めたばかりの頃は、これら古い文書は和紙の繊維質の長い丈夫な紙が多くたので、私たちはそれを破って、コヨリを作つて使つていた頃がありました。そのように、再利用できる紙という評価があつて、かろうじてまとめて棄てるようなことがなかつた。

そんな、偶然によつて残されたのであつて、今論じられているような史料保存の考えがあつて残されてきたわけではないと思います。だから、確かに文書が棄てられるのは、合併の時だけではないかも知れないが、合併に当たつては今でも必ず大量の文書が廃棄されるものと思つています。歴史史料だから残そうという考えは、市町村の総務課には全く育つていません。そんな中、宇目町の文書は教育委員会の文化財調査員という役場の外の人間が、役場から持ち出して持つて帰つてから、それが県の公文書館に寄託されて残つたというわけでございます。

**平井** 柴川さんが今報告された事例というのは、大分県に残る古い行政文書の代表である宇目町小野市村文書の一部が、というより、未活用の文書全てが、平成一三年の豊藤公民館設立の時に、建物ごと廃棄されてしまつたといふのです。

柴川さんをはじめとする関係者が、大切なものだと指摘し続けていながら、文書と建物の管轄が異なつていてがゆえに、建物を壊すにあたつて中に収められていた文書の管轄者には全く相談がなされなかつたそうです。担当している部署の判断で文書を棄てるということなら、判断の是非を議論できるわけですけれども、この事例には立ち尽してしまつような绝望感を感じます。しかし、先ほど後藤さんの言われた話の中では、合併する旧市町村の文書はそれぞれのたまたま空いてる庁舎に、留め置かれるだらうということでした。しかし、庁舎には様々な組織が関わるわけですね。たまたま、文書を保管している場所がスペース確保のために、文書保管者とは全く別の部署の手によつて綺麗に掃除されて、文書が廃棄されてしまうということだつて、起きかねないのではないでしょか。合併時に担当者が残そうとして別置した行政文書も、他部署からすればただのゴミにしか見られない。ましてや、保存した担当者がその部署を離れれば、文書はいつ棄てられてもおかしくはない極めて不安定な情況に追いやられるという現実を何とかしなければならないとおもいます。

ここで、甲斐さんにご登場願うわけですが、甲斐さんは私

や菊田さん後藤さんは違ひ、行政の立場ではない方でして、

九重町の文化財調査員としても活躍です。先ほどの白杵・

日田両課長のご発言等を含めたこれまでの話を、非行政の立場から見てどのようにお考えかご発言いただけますか。

**甲斐** 玖珠郡史談会の役員をしています甲斐です。私は平成二年から始められた『九重町誌』の編纂や、同じく平成七年からの『玖珠町史』の編纂に編纂専門員として関わらせて頂きました。両方共に五年間をかけて行われた事業ですが、その間に感じたこと等を中心にお話しさせていただきます。

先ほど、フロアから宇目町の小野市役場文書の事例紹介があつたわけですけれども、それについて先輩方が營々として管理してきたものが、一瞬の隙に破棄されてしまったという事情があつたようで、この事例は実は先月の大分県地方史近世史部会において平井さんの方から紹介されて予め聞いていたのです。その時はつと思つたんですね。九重町も昭和の大合併で一町三村が合併しましたが、そのひとつのが上町に社会体育館という古い施設がありましてね、そこの一階の倉庫に旧野上町の役場文書がざっと積まれていたんですね。

それを平成七年二月に完成した『九重町誌』(上・下)の執

筆にあたって、今目見えている吉田豊治先生と一緒に町史編

纂で使うものをよりわけて、町史編纂室に移してましたですね。

あとは、編纂が忙しいという理由で、実は取り残して来たわけです。私も職員ではありませんし、また実際はそのままになつて忘れていたという情況だったんですけれども、小野市文書の話を聞きました、はつと、あれはどうなつたのかと思いました。

私も職員ではありませんし、また実際はそのままになつて忘れていたという情況だったんですけれども、小野市文書の話を聞きました、はつと、あれはどうなつたのかと思いました。

そこで、改めて役場の係に行方を調べてもらつたところ、こちらでも同じように平成一一年七月に体育馆は老朽化で取り壊されていたのです。しかし、九重町の場合は、取り壊す前に管財が行つて点検を行い、古いものは役場の方に一括移管していたということがわかりました。それで胸をなで下ろしたわけなんですが、文書保存の保存区分が設定されていますので、九重町では現在、文書管理は九重町合併からの新庁舎の地下倉庫で、管理システムの会社から嘱託で派遣スタッフが来て、きっちりと管理していますので、今では旧社会体育馆に移されたものは、そこに保管されているという事情です。

これは近年の九重町の体制でございまして、九重町は旧野上町と旧東飯田村、旧飯田村、旧南山田村の一町三村が昭和

三〇年の一月に合併したんですけども、旧野上町以外の引き継ぎ文書はほとんどないようですね。

町史編纂の時には史料不足だったものですから、旧村長さんとか個人宅に残ったものを使って、かるうじて記述をしたという事情もあります。

役場総務課の職員意識としては、個人情報保護法などの制定により、古い行政文書については、腫れ物にさわるような意識が芽生えており、そのような古い行政文書は管理者としてはもうない方が良いのだという感覚でいるようです。その辺の意識改革から始めないと考えています。

もうひとつ、先ほど公文書館から四月に出された各市町村長宛の史料保存に関する通知文の件が言及されました。その件について。九重町では同じ文章のものが二通送られてきました。県公文書館としては、一通を首長部局、もう一通を教育委員会に回してもらおうという意図があつたのではないかと思いますが、九重町ではその意味が理解できなくて、一枚共そのまま綴じられ、教育委員会の方には全く文書が回らなかつたのです。また、菊田さんからお話をあつたように、決裁にもいろいろあって、その首長部局の中も二役までに至らず、担当の総務課長の決裁で終わってしまっているのです。

これが九重町の場合ということでご紹介いたします。

平井 今ちょうど宇目町と九重町での対応の事例がでましたけれども、このことで指摘できる第一点は、これらの行政文書が単に保管されるというだけのレベルに止まっていたことが問題だつたのではないかという点です。これらの文書が、目録がとられ、市町村での既存閲覧利用施設である図書館等との連携の下に閲覧資料にまで追い込まれていたら、廃棄されることはなかつただろうと思われるわけです。もう一つは、文書が所管する部署の完結した管理下に置かれていたかどうかという点が重要であったということです。

保坂 これまで紹介されたいくつもの事例、臼杵・日田・宇目・九重の事例、いろいろ出していただいたのですが、その状態が何なのかという点をしつかり認識することが必要だろうと思います。というのは役所の中では記録管理が行われていて、一般的に文書管理基準表といわれるもので、どういった種類の文書は何年保管ということが全部決められているわけですね、それが、たいてい過ぎているわけです。宇目町の例でも九重の例でも管理期間が過ぎていている文書が積み上げられていました。期間が過ぎていないものは保存されて

いる状態だけれども、時間が過ぎてはいるものは、なぜあると  
いうだけで、もう保存されていないのですね。これはもう明  
日自治体の首長さんが判断され、これはもう経営効率上無  
駄だから棄てなさいと言つても、だれも咎められないわけで  
す。明日それが起きてもおかしくないのです。今日配布され  
た資料の中に、大分県地方史研究会が、市町村合併に伴つて、  
史料廃棄はよくない、公文書館法に対応して下さいと言つて  
いますし、また大分県公文書館が尽力されて各市町村長に対  
して同じ様な趣旨のことを文書で出していますが、公文書館  
法に一切対応していないわけです。それに向けた一步をどの  
よう踏みきるかが大事で、役場なりの例でまずはそれに対  
応することを決めることが大事なんじゃないかと思うのです  
よね。で、その上で人材をどう確保するかということになる  
んじやないかと思うんです。で、これまで報告されてきたさ  
まざまな事例は、話の内容としては、極めて悪いということ  
を認識する必要があったのでその点を指摘しておきたいと思  
います。

菊田 今、保坂さんから話がありましたが、行政としては  
全くその通りでして、それに対して何も言えないのですが、

一番かんじんなのは市町村なりがこれからどうやって法律に基づいてそれらの史料を保管していくかということなんでしょうね。しかし、それに伴つて当然専門の職員をどうするかとい  
う問題も出てくるかと思います。ただその問題の前に現実の  
問題として破棄される文書をどういう形で選別するのか。誰  
が選別するか。そして、どのような基準でもって選別するの  
かという大きな問題があるのではないかと思います。私ども  
の場合、手前味噌で申し訳ないのですが、文化財については  
学芸員なり専門の者がおりますので、それぞれ事業ごとに簿  
冊化されている史料について、その内容の吟味をして、残す、  
残さないの判断をするわけですが、経過がわかる史料、補助  
金をもらって行った事業の一件綴りとか、土地売買に関わる  
もの、契約関係に関わるもの、等は比較的長期間の保存とい  
うことで残して行くわけですね。ですから、行政の場合保存  
期間が短いものは、案内文書たとえば会議の案内催し等の案  
内、官公庁の一般文書等は保存年限が短くて、だいたい一年  
位で処分されていきます。一番長いものが契約関係あるいは  
個人情報に関する問題等です。その後、中間については五年・  
一〇年というのは、判断の難しいところでありまして、補助

金を出したり、いろんな申請書だとか許可証だとかそういうものをそれぞれ文書規定の中で決めていくのですけれども、

その中でも最終的に何処が判断するのか、今臼杵ですと、それぞれの部署ごとに判断しております。ですから、建設課なら建設課の庶務担当ですね、保存年限の過ぎたものについては、どんどんどんどん処分していく。その処分にあたっては、設計図を引いた人間ですか技術者は関わっていないのです。同じ課の中でもそれぞれ職務分担がありまして、その中で文書管理をするところ、それから設計だけとかですね。

それそれ分かれおりまして、その判断が非常に難しいところがあります。ですから、誰がそういったものを選別するのか、史料としての認識を持つてもらつて何を歴史史料として残していくのか、といったことを全局的な取り組みの中で判断できる組織を作ることが大事なんじゃないかと思います。

それと収納については、コストの軽減だとかいろいろありますし、行政改革でいろいろやっているわけですが、その史料を如何にスペースをとらない形での保存方法を考えていくか、それによって、史料の保存というものがかなり効率的にこれから先もうまく残されていくかなという期待は持つ

ております。

平井 今、臼杵の事例で、文書保存の判断が各課ごとにバラバラなのが現状であるというお話をありましたたが、県の方はそれに対しどのようにお考えなのでしょうか。フロアにいらっしゃる公文書館の木本次長さん如何ですか。

木本正二（フロア） 今の市町村の問題についてお答えさせていただきます。四月に出しました市町村長さん宛の文書には、後に添付書類として具体的な選別基準というものを付けさせて頂いております。ですが中味としては個々の文書まではあげておらず、少し抽象的であったかと思います。それで今回このシンポジウムを受けて、お話をお聞きしながら、今後もっと具体的な公文書等を選別する場合のガイドライン、参考事例や合併される役所の公文書整理作業の手順、さらに今は現在市販されている市町村文書管理規定の準則集には歴史的文書の保存という項目がございません。文書の廃棄という項目だけでございます。それで、市町村文書管理規定の改正案といたしまして、ちょっとと読ませていただきますと「歴史的文書の保存」前条の規定に関わらず、文化担当課長は同項に規定する文書のうち、歴史的価値があると認めたものにつ

いては、文書管理担当課長からこれを引き継ぎ保存する。」

「というような項目を一項目入れて貰おうかなというように考えて現在作業しております。

平井　ありがとうございます。それで前後しまして恐縮なん

ですけれども、先ほどの保坂さんのご発言が非常に気になるわけですね。みなさんもそうかと思うのですけれども、結局文書がそのまま庁舎に置かれている、これは保存されているのではなくて明日にでも廃棄されるのと同じ、つまり公文書館法の第三条の規定がきっちりと行われていないことの結果なんだと。そのとこの認識が大事なんじゃないかというお話をだつたわけですね。そうすると、じゃあどうやつたらそれが認識されるのか、徹底できるのかという点についてもっと踏み込んで考えなければいけない。ただ指摘しただけでは意味がないんだろうと思うわけです。先ほど菊田さんからも、庁内の文書の回り方について、決裁規定の判断により、首長部局に検討願いたい文書であっても中味が歴史史料という判断をされれば機械的に文化財課に回されるだけで、公文書保存業務として真に判断してもらいたい首長部局の関係ポストの所には文書が届かない。こういった問題も同じ様な意

味合いを持つかと思うんですね。つまり業務としてこういった認識をどのようにきちっと作っていくかという問題でもありますかと思うんです。この辺のところを保坂さん、もう少しアイデアというか、ご意見をお持ちじゃないですか。

保坂　欧米の記録管理・アーカイブズの発達した地域・国々では、基本的にこの五〇年一〇〇年どういう風にしてきたかというと、行政の現場で作成した文書を現場の方で管理規定に基づいて何年か利用しながら保管していくわけです。で、期間が過ぎたものについては、文書館の管轄に移すわけです。そのとき極めて軽微な文書以外は一切棄てません。それ以外は丸ごと文書館に文書を移すわけです。そして文書館の中の専門職員であるアーキビストが評価選別して、あるものは棄て、あるものは永久に保存するようになります。それがまあアーカイブズとして残るわけです。それがひとつモデルなのですが、日本の現状の中で、それを充分にかつ一気にやっていくということはとても考えられません。そこで、今木本さんからご紹介いただいたのは、担当課長が歴史的に価値のある文書を引き継いでいくということを提案するということでしたよね。そのようなことをされるべきだろうと思います。

あるいは、臼杵の菊田さんの方では組織づくりが必要だということをおっしゃいましたけれども、一般的にはそういうこともした方がいいと思ってます。つまり課の名称としては総務部文書課になるのでしょうか、そういったところが末端の現場に最終的な処理を委ねずにリーダーシップをとっている。文書管理規定の範囲が終わつた段階で、歴史的に価値のある公文書を残していくために次のシステムを考える。というようなことを関係の職員の方々と協議をするということを次に考えられると思います。でさらに何が歴史的史料かということになるわけですけど、アーカイブズ制度が整つている国ですと、それはアーキビストに任せればいいんだということになるのですが、現状ではなかなかそつはいかないと思います。やはりそれについては、できれば担当の職員を一人お決めになって、その人が史料を実際に利用する人たちから意見を聴取しながら、当面の基準を作つて行くというようなことをされては如何かと思うわけです。その際には、過去の行政に関する文書なのですから、行政の人たちが色々と意見を言う必要もあると思います。それから、それで残された文書は歴史を研究する狭い意味の歴史ではなくて、広い意味での

歴史的な研究をする様々な方々がおいでになるわけですから、それは利用者団体などと私どもは言いますけれども、利用者団体の代表の方々からご意見をいただく、そのようなネットワーク・組織を作つて、当面のガイドラインというか基準を作つて運用していくということが、考えられると思います。あとひとつ簡単に言うと、こういった第一歩・半歩を踏み出しますために、東京都や神奈川県・埼玉県は研修会を開催しています。その職員の方々を公文書館だとか文書館に招いて、現場の文書管理に関する研修会をいたしております。これはもう一〇年位前から行つております。そしてさらにその次の段階では市町村の方々をお招きして似たような研修会をやつてあるということを聞いております。是非どれが実行できるものか分かりませんけれども、そのようなものを参考にしながら、考えていくいただきたいなと思います。

**甲斐** 保坂さんが提案されたアイデアに続き、私の方からも非行政の立場から申し上げたいことがあります。これまでの議論は歴史的に貴重な公文書をどう残すかということに関し、行政の中でどのように実践していくかということが中心でしだれども、行政の中の公文書の管理者だけ、行政マンだけ

で史料を残せるかというとそういうと思うのですね。民間と行政が如何に協働して史料の保存・活用を図っていくか、協働社会という言葉があるとおり、官民が協働して実践していく必要もあると考えます。そこで提案なんですが、大分県でも史料保存に関する県・市町村・民間の関係者（団体）を会員とする連絡協議会を立ち上げてもらいたいと思うのです。九州ではすでに福岡・長崎・宮崎でも組織されています。民間の立場も込み込んで歴史を中心としたいろんな史料保存の問題を協議したり勉強会を開いたりして、このような問題を恒常に検討していく、県や市町村あるいは史料利用団体（史談会・郷土史研究会等）に持ち帰って還元していくという組織が、大分県にも必要だと思うのです。これは私がはじめてここで提案するのではなくて、既に何人かの人たちが述べているんですね。「宮崎県地方史研究連絡協議会会則」の抜粋を見ると、宮崎県の場合は昭和四八年に設立をして現在は二四団体、個人が九名という形で、「地方史宮崎」を年に一回発行して、四九号まで実績を残しています。実は平成八年二月刊の『大分県地方史』第一六〇号で、佐藤晃洋氏が「大分県における記録史料の保存・利用ーその現状と可能性ー」

と題した研究ノートを書かれ、「記録史料の保存・利用について訴え考える場を設定してほしいものである。」と述べております。一方、その後平成一〇年一〇月一八日には県立先哲史料館にて、冒頭飯沼氏が紹介されました「稲葉家文書収蔵記念シンポジウム」というものが行われて、先哲史料館の『研究紀要』第四号に紹介されているとおり、飯沼氏が「今後は文化課などに県内史料の保存について協議できる恒常的会議（機関）を設置するのが望ましい。」と指摘しているのです。また、その後の平成一〇年一一月一六日の大分合同新聞には、平井氏が「史料保存シンポジウムの成果と課題」という記事の中で、飯沼氏のこの発言を受けて「市町村や地域の人々の協力なしでは、県内全域に所蔵されている史料の保存について十分に目を光らせることは難しい。」と述べています。今後は、県の史料保存利用機関と市町村、史料保存関連民間諸団体との間で史料保存のための何らかのネットワークづくりが必要となってくることは間違いない。」と述べているのです。このように何度も必要性が指摘されていながら、何故作られないのか、大いに疑問なのですね。今回の市町村合併にすぐに間に合うということではありませんが、行政だけではなく民間

#### 四 行政文書だけが問題なのか

のパワーも取り入れることができることのような協議会の設立を、もう一度考えてほしいと思います。

平井 提案しながら何故作らんのかという厳しいご指摘なんですが、そのことについて弁解をする時間はありませんが、そのこともまた大きな課題としておきたいと思います。

このセクションでは、公文書館法第三条の問題を各市町村において確認していくにあたり、市民の声というのが一番大きいということ、お集まりの皆様一人ひとりが当該市町村に帰られて、皆様の声で大きくそこを市町村に確認していくだくということが、不可欠ではないかということ。また、市町村の予算の問題・人の問題をさてにせずに動くとするならば、NPOの立ち上げということもあるのですが、史料ボランティア的な実践により、市町村の文化財保護行政を地域住民のパワーで補っていただくという関わり方もやはり不可欠なのでないかという点を特に指摘させていただいて、先に進みたいたいと思います。

平井 最後のセクションですが、これは市町村合併により危機的状況に追いやりられるのは行政文書だけではないのではないか、失われれば取り返しつかない歴史資料全般に関して、我々は広く目配りをしておく必要があるのではないかという発想で、今しばらく話し合ってみたいと思います。

われわれは前段で移管文書という立場に立たされる行政文書の問題を見てきました。しかし考えてみましたら、移管されるのは行政文書だけではないと思うのです。前回の大合併は昭和二〇年代の終わり、つまり文化財保護法が施行されて数年経った時点で、殆どまだ同法の成果が何もないとされています。各市町村には同法の成果がふんだんに蓄積されているという違いがあると思うのですね。文化財保護法によって蓄積された色々な成果が、市町村合併によってこれもまた移管されていくわけです。そこに大きな落とし穴はないんだろうかと。これはまた、文化財だけではなく、文化財行政及びそ

の組織の問題にも広げて考える必要もあるうかと思います。

これらの点について先ずは文化財保護行政を担われているお立場として菊田さん後藤さんからご発言いただけないでしょうか。

菊田 文化財の場合にはありとあらゆるものが範疇に入つてくるわけですね。たとえば、ポスターですかね。それらをずっと集めていくとそれらが時代・世相を反映する史料となつたり、あるいは広告とかそういうものも、文化財的な観点から見ると時間を経過する事によって、あらゆる資料となつてくるわけです。文化財的な立場から考えますと、行政資料だけではなく、たとえば地域の人たちが、日々の生活の中で使っているようなもの、あるいは地域での会議資料ですとか、そういうしたものも資料になつてくるだろと思ひます。そういう膨大な資料をどうやって収集し、かつ保存・活用をはかつていくかという問題も当然生まれてくるわけです。ですから、合併によって行政文書だけではなく、今度は広域にわたる生活関連資料というものを、これから行政はどうに考えてその保存に取り組んでいかかという点が又、新たな課題として突きつけられたのではないかと思っています。

後藤 菊田さんから生活関連資料というお話をが出ましたのが、実は日田の方では伝統的建造物群保存地区の国への選定に向けた豆田町の町並みの取組をやって、特に出了事例があるんです。ですが、ご承知の通り古い町並みとか古い建造物群に特定するわけではないんですけど、そういうた調査に入つてみて、やはり現実に高齢化が進んでいます。こういう事例が一つあります。ですが、調査をやっていく中で、おじいちゃん・おばあちゃんがおりましてですね、で子どもさんが大阪・東京にいらっしゃって、具合が悪くなつた。では息子さんのところへ行きましょねということになりますね。そしたらその後の住宅はどうなるかというと、もう帰つてこれないと、维持管理が難しい。それは古いお家であればある程なんですね。で、大概そういったお家にはむかしから伝えられた文書がありますし、襖の裡張りにも貴重な史料が残されているわけです。それが、悲しいかな豆田の町の中ではなかつたんですが、随分と調査をやっていく内に実はいくつも遭遇してきました。そういうときに、やはり行政文書の保存も必要なですが、こういった文書が短期間の内に無くなつていいくという現実。私たちが地域社会で抱えている高齢化という

課題が、こういった所で現実の問題として現れてきているということを目前にして、非常に悲しかったことが記憶に新しい訳であります。こういった問題に是非何とかして対処していきたいということで、私たちは内部的には随分と相談をして、残せる方法はないもんどうかと、検討を重ねてきてる訳なんです。やはり、人的なネットワークだとか、行政だけではもう限界が実はあるわけであります。まあ、一番良い組織は何かと考えますと、老人クラブなどの働きかけですか協力がありますと、随分違ってくる。日田の場合は以前老人クラブの方が主催しまして日田の神社仏閣の調査をしたりした経緯があるのですが、そういう方々の協力を得て、全体の史料をこの時期に何とかしなければいけないんじやないかという危機感を強く持っております。

そういった思いと合わせて、今菊田さんがお話しになりました、現在置かれている私たちの、今の段階でなかなか対処の判断が出来にくい資料の散逸が実はいろいろあるかと思いますね。しかしそれを私たちの文化財という視点で見たとき、それらの保存に向けた取組をやっていこうという同じ意識を持った方々が、一人でも多く一般市民の中にも育つて

いただくような取組が必要なのではないかと今痛切に感じています。

甲斐 今合併によって各市町村はますます広域化されるわけですが、先ほど菊田さんも広域になることによって、またいろいろ課題が出てくるといわれました。実は、市町村の指定文化財の件ですが、これは市町村によってその水準や進捗状況がまちまちで格差が大きいという現状があります。そのような状況下で、市町村合併が進むわけで、各市町村の文化財にどのようなものがあるのか、事前に現状を確認しておく必要があるのだろうと思いません。又、指定文化財の情報は保存への市民の協力を得るためにも、市民がいつでも確認できるようにしておく必要があります。しかし、県下の市町村指定の文化財一覧はなかなか入手できない。県は国・県指定文化財の一覧をこれまで何度も刊行してきていますが、各市町村指定の文化財は含まれていません。また市町村役場には寄贈しても、関係団体や個人へ配布することはして来なかつたと思います。以前必要を感じて県の文化課に県指定文化財一覧を分けてもらえるようにお願いしましたところ、個人に配布する余部はないし、頒布するようなことはしていない、

とのことでした。しかし、そのような対応は問題があるのでないでしょか。一覧という資料の性格を考えたとき、手元になければ非常に不便なわけですから、図書館で閲覧できるからそれでよしとするのではなく、有償でも市民に頒布されるようにして、文化財を勉強しようと志す市民が一人でも増えるように、文化財保護を支える市民を育成すべきではないでしょうか。ちなみに、熊本県では有償頒布しているし、市町村指定も含んでいます。これはすぐにでも取り組めることだと考えます。

平井 このご指摘については、日出町の文化財調査員をされている魚住さんの活動事例がありますので、補足的にご紹介します。彼は、合併が予定されている周辺の市町村全てを回られて、各文化財保護行政担当者に合併する他の市町村の文化財についてきっちり勉強して合併に備えてもらうよう説いて回られ、その活動を小冊子にされています。合併の混乱期に文化財が失われないように、合併に伴うスマートな文化財行政の引き継ぎを、一市民が行動をもってチェックされようとしているわけで、大いに参考になることではないでしょうか。

末廣 私からは、現在行政にあるだけのものが「行政文書」な

ではないという点について、意見を申し上げたいと思います。

特に過去の行政文書については、各家の特に古い名家の場合には、先祖が参議院議員であったり、県議会議員であったり、村議会議員であったりという場合は、たいていそれに關わる史料がござります。しかし、先ほど日田市の後藤さんから高齢化の問題がでましたが、そのような問題を背景として人が移動してしまう中で、そういう民間にある行政文書も消えていくわけです。そういう意味では、今あるものをどのように引き継ぐかという点も大事ですけれども、もうひとつ視点としては、民間に散在している行政文書もやはり確実なところで収集・追加をしていくという、積極的な側面が是非必要だなと思います。

それから、これまで出されなかつた問題としては、無形文化財に関する危機があるんじやないかと申し上げたい。地名などがその筆頭になるんじやないかと思ひますけれども、芸能やあるいは民俗行事ですね。これも現在の市町村界の中で、さらにその中の小さな部分で存在するという側面があると思います。それが、市町村合併で拡大することによって担い手も今危機に瀕しているのですけれども、当然今まで小さな単

位ではあった補助金も全てなくなってしまう。維持する主体も危なくなる。この無形文化財の問題が大きいのかなというのが、感想です。

平井 高齢化・少子化に関するもう一つの問題としては、今どんどん廃校となる学校が増えてきており、廃校資料がなくなっているという問題もあるということを指摘しなければならないと思います。市町村合併によって、また学校も広域の合併が進み、さらに廃校が増えることが予想されます。この廃校資料の保存について参考となる事例に、京都市に学校歴史博物館という施設があります。退職校長先生の組織が中心となって、学校に所蔵されている資料を集めて、ひとつの博物館ができているのです。その資料の収集に関しては、行政も歴史の専門家も主体とはならず、学校の関係者が自分たちの歴史資料だという高い志で、きっちりとした資料収集保存ができるのです。勿論館の立ち上げは行政の仕事でしょうけれども。これも大いに参考にしていただければと思います。

平井 では、残された時間、フロアーからご意見を頂きたいと存じます。

後藤宗俊（フロアー） 市町村合併とアーカイブズということで、非常にタイムリーなテーマだったと思うのですが、今までの議論の中で、発想の逆転といいますか、市町村合併があるので、アーカイブズをどうするかという点も当然あるのですがむしろ、今からどういう市町村が出来ようとしているのか。たとえば、広域の市になっていくときには。たとえば日田市ですと、合併をすすめる方としては、細々とした地域アイデンティティーなどは統合したいと思っているかも知れない。そちら側からの立場から言えば、細かい文書などなくとも良いということがあるかも知れませんけれども、吸収される人たちの方からすれば、たとえば大山の方々とか中津江の方々とかは、ずっと大山・中津江の住民という意識を持ち続けたいと思っているわけなんですね。非常に強烈な郷土意識を持っている。新しくできる市町村の中でも、旧村とかもつとちいさいところの地域アイデンティティーを大切にしながら町を作ろうとするか、それを壊しながらやろうとするかということに対して、我々がどういうアクションをしていくかということをございます。で、先ほど文書がなくなるという問題がありましたけど、そうであれば、吸収され

るであらう小さな村の方々にですね、この人たちは大切にしたいと思っているわけですよ、そこに我々が連帯する場所があるんじやないか。そして、市町村合併でどういう地域像を描くべきかということに対して、我々のような立場のものが地域の人たちにアプローチしていくことによって、地域の人たちの手で消えようとする文書を引き戻すことは簡単なんですよ。それは消すなっていうわけですからね。私の印象では、多くの市町村の旧町村の人たちは、そういう想いを強くもつていると思います。大分市でいいますと佐賀関。ここは大分市に消えますけども、それこそ古代以来海部として生きてきた地域というのは持っていますから、それを大切にしたいと思っている人たちの想いに対して働きかけることによって、多くの情報が残せると思っています。ですから、市町村合併とアーカイブズというのは、どういう市町村合併であるべきかということに対して、アーカイブズ側からの発言があるべきではないかと、あるいは関与があつていいんじゃないかな感じました。

菊田 今後の後藤先生のお話で、非常に感じたんですけれども、特に合併して市という形になるわけですけれども、その中を

構成しているのはたくさんの中です。ですから、それぞの地域で如何にその地域の文化なり歴史といふものを持ちんと認識して残していくかということ、その辺の意識づけというものはどうやってしていくか。それは行政だけではなくて、そういう歴史に携わる方たちが、地域との関連を追っていくことによって、そういった地域のアイデンティティといいましょうか、そういうものをきちっとした形で受け継いでいくことが可能になるんではないか。これは臼杵の方で進めているんですけども、各学校の空き教室を活用しながら、その地域の特性にあつた史料展示というものをしております。それは子どもたちも当然そこを活用しますし、その地域の方たちがその地域の歴史文化に触れることができるということです。それは地域のコミュニティの場所にもなっている。そういう施設をいくつか作ることによって、それを連携させていくことによって、それぞれ地域も自分たちの歴史を認識するし、またまわりの人たちもそういうものを学びながら、ひとつ的新しい連合体といいますか、合併した市内の歴史というものを築いていけるんじゃないかなという風に考えています。

吉田豊治（フロア） 先ほど甲斐さんのおっしゃったこと

も関係するかも知れませんが、行政文書も含めて、保存とい  
う今まあ行政文書が沢山あって、どれを残すかという判断を  
だれがするのかということで、そういう問題が大きく出てい  
ると思うのですけれども、今度は保存したものを誰がどのよ

うに利用するかということを考えなければ意味がないんじや  
ないかと。先ほど出ました熊毛の文書も非常に沢山あって、  
私も見ておりますけれども、地元の国見町史ではそれらの史  
料を恐らくあまり利用してないんじゃないかという風に考え  
ております。ということは、やっぱり残したら目録を作つて  
お互いに交換しあっていくことが、またどういう文書  
を残していくべきかということのひとつの中にもなるんじや  
ないかと思います。実は先ほど図書館の話がでましたけれど  
も、図書館法の中には郷土資料を集めることが重要な  
任務の一つであるということになっているし、その中には公  
文書も古文書も入るのです。で、大分の県立図書館に勤めて  
いたときに行政文書の目録と古文書の目録も立派なのを作つ  
ていたんですが、結局いろんな事情でそれらの史料が、公文  
書館と先哲史料館に分かれて移管されて、その後どうなつて

いるかなと、私が利用するときには前の図書館の目録を使つ  
ているという状態で、ですからやっぱり今後保存をするのと  
あわせながら、少しづつでもいいから各合併した市町村で、  
残すと同時に目録も作つていったらしいんじやないかなと思  
います。

後藤重巳（フロア）

昨年の暮れだったと思いますが、大  
野・直入郡の文化財保存協議会の総会で講演を頼まれまして、  
講演の後に町村合併の話が出ました。その折りに各今の市町  
村の指定文化財の基準がばらばらで、非常に市町村で指定物  
件の多いところもあれば、そうでない所もあるということで、  
町村合併が実現すればそういう基準も見直さないと悪いなど  
いう話も耳にしたわけなんですね。さっきも甲斐さんからも  
出了したように文化財の認識の問題について共通の分母を作  
らないといけない。アーカイブズの問題にしてもある地域で  
は非常に関心が高い、またある地域では声をはりあげてもな  
かなか関心が起こらないと、まあたとえば、今回公文書館の  
方で県内の市町村にアピールの文書を出し、大分県地方史で  
も出したというわけなんですけれども、やっぱり何か文化財  
の記録史料を含めたものの評価の共通の分母というか、そう

いつたものを協議する、あるいは協議する機構を作る、たとえばそれが先程から出ている協議会ということになるでしょう。そういった必要があると思います。

後藤　日田の事例でいいますと、今お話をあつた通りで、現在関係部局の担当者に集まつてもらつて、それぞれの市町村の指定文化財の一覧表も既にできておりますので、それらを比較すると細かい基準の差もあるようにありますので、やはりそれはすり合わせる必要があり、その作業を急ピッチでやっているところです。今回合併に伴う事務というのは、今のご発言のあつたそれ一つひとつをきつちり町村の方々と、先ほども発言のありました、そういった地域のアイデンティティーを如何に大切にしてやっていこうと、地域の方々の考え方を残せるような形で進めて参りたいということを強く思っています。

木本正二（フロア）　保坂先生にお尋ねしたいのですが、最初の方のお話でヨーロッパの方の傾向として、博物館・図書館・公文書館が一体化する動きがあるという話があつたと思うのですが、本県の場合は豊の国ライブラリーとして、公文書館・図書館・先哲史料館が一〇年前から一体化している

のですけれども、わが国におけるそういう動きというのは何でしようか。わが国の場合国立公文書館四二名、アメリカの国立公文書館は、二五〇〇名と聞いております。

それともう一点、先ほどの質問の回答ですが、熊毛の公文書につきましては、箱詰めでありますものを、現在中性紙の箱に入れて冊子化しております。それができたら一般公開できるようになるかと思います。

それから、宇日の公文書につきましては、六月一〇日付の合同新聞の一面に写真付きで載っていたと思いませんけれど、予算書・決算書・土地台帳等大切に保存させて頂いております。

保坂　日本国内において、博物館・図書館・文書館が連携しているという例では、たとえば徳島県が非常に緊密な連携のもとにいろいろなタイプの資料の共同調査等を進めております。しかし、日本では文書館・公文書館を含めて、そのような緊密な連携がとられているというのはあまり一般的ではない。で、先ほどふれた海外のイギリスであるとか、カナダの例などは、それぞれの図書館ですとか、文書館の成熟の上に、蓄積されたたくさんの情報を持っているのですけれども、そ

れを市民に使つてもうるうときに、総合的な同じデータベース内で検索ができたならば、利用者はより便利であるという発想があります。で、さらにモノ資料を管轄する博物館の情報も全く同じ一本のデータベースという意味ではありませんが、検索手段でいっしょにやれるようにする。そのような、サービスを文化情報サービスとしてやるべきだという考え方なん

です。で、何も本体の機能が一緒にされてしまう、ということではございません。サービスの向上を目的として連携の動きが見られるということです。

**飯沼** いろいろな問題が出ましたが、人的な問題というのが今後最も大きな問題のひとつになると思うのです。そこで、大分県でも史料保存に関しまして、NPO組織の立ち上げというのが、前の大分県公文書館次長でいらした野田さんを中心、実行に移されようとしていることについて、お知らせいたしたいと思います。今後想像される行政における資料保存を担当する人材の不足を、周辺から経験のある人たちが、ボランティアとして支えていくという活動にこれからは注目していかなければいけないと思います。

一方、本日は、東京都板橋区の公文書館で専門員として勤

められている富田さんがわざわざ来られています。本日このシンポジウムをお聞きになつて、ご感想などがあつたりましたら、お願ひいたします。

**富田健司（フロアー）** まとめとして発言せよと言われても心苦しいのですが、一、二点話の種として発言いたします。板橋区公文書館は二〇〇〇年の四月に開館いたしました、一昨年の二〇〇一年に板橋区第三小学校が廃校になりました、そこに移転をして、廃校を利用して今公文書館の業務をやっています。臼杵市の菊田さんの方からも先ほど学校の空き教室の再活用の話も出ましたが、公文書館以外にNPOホールという形で、NPOの団体が入つていったり、地域の方々が活用するという形で廃校校舎の中で公文書館の活動をしております。ひとつ指定文化財の話が出ましたが、指定の基準云々よりも、先ず登録といいますか、やはり公文書・地域史料・古文書あるいは地域に残る金石文等々含めまして基準を決めるというよりも、その所在、何處に何があるのかということの登録あるいは把握をするということが、先ずひとつ記録遺産を残すためには大切なのではないかと思いました。以上、私の意見です。

飯沼 今実例として、私が先ほど申しましたことを上手く受け止めていただいたのかなと思いました。NPO問題も、やっぱりこれから重要な問題として取り組んで行くべきと思います。

今財政的に、やれといわれてもお金がない、どうしたらいいんだということになってしまふ。箱はどうしたらいいんだといったときには、箱は今あるものを上手く利用していく、これからはあるものを上手くどうやって如何に利用していくか、ということがカギになる。人的財産もですね、もちろん専門職を配置することが大事なことなんだと私は思いますが、同時に、それを支える体制というものが必要なのだと思います。地域住民の方々のパワーをどのように活かしていくのかということが、大変大きなカギになるとと思うのです。そういうことで、これから展望にすこしでも貢献できれば今日の話も何とか成功だったのではないかと思います。今後このような催しは継続して開催していくかなければいけないと思います。何度も何度も話し合いを重ねることによって、一步一步着実にアーカイブズの体制づくりが進んでいけばいいんじゃないかなと思っています。

本日は大変ありがとうございました。



○関連出来事

別府で最初の洋式浴場としてヨーロッパ風の  
旅館の「白家」が開業した日本の明治時代。多くの洋風の浴場が作られ、日本では珍しい  
温泉浴場「白家」が開業する。旅館「白家」は大正時代に開業され、現在も営業している。

別府大学史学科創立40周年記念・大分県地方史研究会創立50周年記念

# アーカイブズ フォーラム 大分

「記録資料保存の行方」

6月19日(土)20日(日)

第1回[19日]●別府大学史学研究会大会『現代アーカイブズ事情(日本と世界)』

第2回[20日]●大分県地方史大会『市町村合併とアーカイブズ』

会場／別府大学3号館ホール

主催：別府大学史学研究会・大分県地方史研究会  
後援：大分県教育委員会



# Archives forum OITA

アーカイブズフォーラム大分

市町村合併の動きは、最終段階に入り、それぞれの機関の文書や市町村史編纂史料などさまざまな諸資料が破棄や処分の危機に瀕しています。日本では、昭和62年に公文書館法が整備されましたが、公文書などの保存と公開の面では法と実体の間が乖離しているのが現状です。全国でも県レベルでは、文書館整備は進んできましたが、市町村レベルでは天草アーカイブズの例など以外は整備も進まず、ましてやそれを扱うアーキビストという専門職はほとんど存在しません。

別府大学では、今年度からこのような現状を踏まえ、アーキビスト養成講座を開講し、昨年から記録資料保存問題を史学研究会の最重要課題として取り上げ、取り組んできました。

一方、大分県地方史研究会は、市町村合併にともなう資料保存の危機を地方史の危機として捉え、昨年の大会では、「市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言」を採択しました。今年度は、別府大学史学科創立40周年・大分県地方史研究会創立50周年という年にあたり、両者が協力して記録資料(アーカイブズ)問題に取り組み、来年度から始まる市町村合併に対応する道を探ろうと考えました。

## 第1日目 [19日]

13:00～16:30 記念講演

李 道学(韓国伝統文化学校教授)「韓国アーカイブズ事情」

本池 立(別府大学文学部教授)「フランスのアルシヴィスト -アリシーヴ-」

保坂 裕興(駿河台大学文化情報学部助教授)「アーカイブズ学教育の現在」

16:30～17:00 総 会

18:00～ 記念パーティー 会場:サンパリー・アネックス

## 第2日目 [20日]

### ○午前の部

10:00～12:00 研究発表『行政文書の保存と活用』

佐藤 晃洋(大分県教育委員会指導主事)「史料の保存利用と歴史教育の接点をめぐめて」

小柳 和宏(大分県教育委員会副主幹)「発掘調査における記録資料と遺物の保存をめぐって」

中山 昭則(別府大学文学部文化財学科助教授)「地図史料の活用と保存をめぐって」

### ○午後の部

13:00～15:30 シンポジウム『市町村合併とアーカイブズ』

バネラー 神 繁司(大分県立図書館長・公文書館長・先哲史料館長)

バネラー 後藤 清(臼田市文化課長)

バネラー 菊田 徹(臼杵市文化財課長)

バネラー 保坂 裕興(駿河台大学文化情報学部助教授)

バネラー 甲斐 素純(筑紫郡史議会理事)

バネラー 末廣 利人(別府大学文学部史学科教授)

コーディネーター 平井 義人(大分県立歴史博物館主幹研究員)

コーディネーター 飯沼 賢司(別府大学文学部文化財学科教授)

16:00～16:30 総 会

18:00～ 50周年記念レセプション 会場:別府龜の井ホテル

連絡先 別府大学 ☎0977-67-0101 (19日担当…山本晴樹、20日担当…飯沼賢司)

## 「アーカイブズ・フォーラム 大分」へ至るまで

1998年10月18日 シンポジウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」  
大分県立先哲史料館主催

平井 義人「稲葉家文書の散佚と復元」

大友 一雄「大名は如何にして文書を管理したか—文書管理のいま・むかしー」

重田 正夫「地域社会と文書館—古文書の保存と活用をめぐってー」

湯浅 隆「なぜ日本の文書館の利用者が少ないのだろう—フランスの事例ではー」

飯沼 賢司「地域における史料保存の軌跡と課題」

2000年10月31日～11月2日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会【大分大会】  
の開催

2002年12月16日 別府大学文化財学科 文化財学総論講義

平田豊弘「天草アーカイブズの挑戦」

(天草アーカイブズの企画者である平田豊弘氏の講義を行う)

2003年6月1日 大分県地方史大会

平田豊弘「市町村合併と行政文書のゆくえ  
—21世紀地域創造と

天草アーカイブズー」(講演)

「市町村の合併にともなう公文書等の保存に関する宣言」の採択

2003年6月29日 別府史学研究会大会

平田豊弘「21世紀の地域改革に向けて」(講演)

2003年11月10日～21日

史料管理学研修会【アーカイブズ・カレッジ】・短期研修会  
国立史料館主催

2004年4月 別府大学文書館専門職アーキビスト養成講座開設

2004年4月23日 大分県公文書館長から各市町村長宛の通知【お願い】  
市町村合併時における公文書の保存について

2004年5月13日 大分県公文書館長から各部局（課・室）・各地方機関の長宛  
の通知  
歴史資料として重要な公文書の保存について

公文第74号  
平成16年4月23日

各市町村長殿

大分県公文書館長

市町村合併時における公文書等の保存について（お願ひ）

歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後世に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要であることを基本認識として示した「公文書館法」が昭和63年6月1日に施行されて今年で16年となります。

この公文書館法では、第三条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」として市町村の責務を明確にしております。

地方自治制度は、明治の廃藩置県後、郡区町村編成法等により始まり、明治・大正・昭和と合併再編を変遷してきましたが、これらの歴史的公文書はあまり残存していません。これらの公文書はいわば市町村の戸籍簿とも言うべきものであります。

全国的に平成の大合併として市町村合併が推進される中、合併前後の多忙な業務に追われ、また、合併に伴う庁舎等の移動により、市町村の歴史とも言うべき公文書等が散逸してしまうことが懸念されており、公文書保存施設を持つかどうかは別問題としても、公文書館機能の必要性はますます高まっております。

つきましては、市町村合併に当たり、歴史的資料として重要な公文書等の散逸を防止するため、合併前に重要な公文書等を選別したり、選別する余裕のない場合は、合併後に予定されている空庁舎を活用し全公文書を一括して保存しておく等、適切な措置をとられますようお願いいたします。

くれぐれも、合併に伴い、歴史的資料となる公文書を廃棄する等安易に取り扱わないようお願いいたします。

なお、このことに関しましてご質疑等がありましたら、おきがねなく当館にご連絡ください。

〒870-0814

大分市大字馳原587-1  
大分県公文書館

Tel 097-546-8840 Fax 097-546-8849  
E-mail : a11103@pref.oita.lg.jp

公文第110号  
平成16年5月13日

各部局(課・室)長 殿  
各地方機関の長

公文書館長

歴史資料として重要な公文書等の保存について（お願い）

歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後世に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要であることを基本認識として示した「公文書館法」が昭和63年6月1日に施行されて今年で16年となります。

この公文書館法では、第三条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」としており、これを受けて平成7年に九州各県では初めて当公文書館が設置され、今年で十周年を迎えます。

地方自治制度は、明治の廃藩置県後、郡区町村編制法等により始まり、明治・大正・昭和と合併再編を変遷してきましたが、これらの歴史的公文書はあまり残存していません。

本県におきましても行財政改革に伴い、組織の統廃合が行われ、また、市町村におきましても平成の大合併として市町村合併が推進されるなか、行財政改革等に伴う多忙な業務に追われ、また、庁舎等の廃止・移動等により、本県の歴史とも言うべき公文書等が散逸してしまうことが懸念されております。

つきましては、歴史的資料として重要な公文書等の散逸を防止するため、公文書等の廃棄に当たりましては、別紙1「公文書館公文書等収集保存規程」及び別紙2「大分県文書管理規程」の規定に基づき、適切な措置をとられますようお願いいたします。

また、「公文書収集基準」に基づく行政資料等で特に重要と思われる資料等につきましては、目録を作成のうえ当館にご連絡いただき、くれぐれも、歴史的資料となる公文書等を廃棄する等安易に取り扱わないようお願いいたします。

特に、部長室、所属長室等個室には歴史的資料が多く保管されていると思われますので、機構改革等による個室の移動に当たってはご注意をお願いいたします。

四六

大分県公文書館 長野

Tel 097-546-8840 Fax 097-546-8849

E-mail : nagano-nobuhisa@pref.oita.lg.jp

# 地域の“歴史”保存へ

## 合併を前に郷土資料募集

宇佐市民図書館（田口一）は、来年三月末の市町合併を前に、同市や安心院町、院内町の郷土資料を集め、保存する取り組みを始める。合併

彰館長）は、明治、大正、昭和といった。資料は図書登録にかけて行われた市町村合併では、歴史を知る手掛かりとなる合併前の公文書があり残っていな

いという。

同図書館では、公文書だけでなく、以前から取り組んでいた郷土の資料集めにも力を入れることにした。学校や企業の広報誌、町内会便り、商店街の情報誌、住民でつくる同好会の会報などがある対象。地図や写真、CDやビデオテープも集める

後も地域の歴史を伝えることが狙い。住民に情報の提供や資料寄贈の協力を呼び掛けている。

同図書館では、公文書だけではなく、以前から取り組んでいた郷土の資料集めにも力を入れることにした。学校や企業の広報誌、町内会便り、商店街の情報誌、住民でつくる同好会の会報などがある対象。地図や写真、CDやビデオテープも集める

大分合同新聞（朝刊）  
2004年（平成16年）6月12日掲載